

ベトナムのストリートチルドレン問題に関する 政府の対応と NGO の可能性

吉井美知子¹⁾

¹⁾ 三重大学国際交流センター

Government Measures Taken in Response to the Problem of Street Children in Vietnam and the Potential for NGO Contribution

Michiko YOSHII¹⁾

¹⁾ Center for International Education and Research, Mie University

This study evaluates government measures taken in response to the problem of street children in Vietnam, and analyzes in the same time NGO activities taken in the same purpose. The research on the government's measures demonstrates that a good legislation acted, an appropriate public organization was organized and effective measures were taken, but their application in the field was inadequate. The NGOs, on the other hand, take multiple social care actions for street children, all undertaken with respect to their human rights. The NGO staffs work in the volunteer spirit and the NGOs efficiently resolve one part of the problem, although their activity has a very limited scale. The NGOs should not be seen as a danger for mono-party dictatorships, but rather have a possibility to contribute to the resolution of social problems. Cooperation between the government, which has to implement obligatory education, and the NGOs, which possess effective know-how of social work, is highly recommended for the future.

Key words: Vietnam, street children, government, NGO, mono-party dictatorship

1. はじめに

1.1. 問題の所在

ベトナムでは 1990 年代前半より本格化したドイモイ政策により経済開放が行われた結果、マクロ経済が順調に発展している。しかし経済開放と同時に政府の社会サービスは後退し、貧富の格差拡大、拝金主義の横行、急激な都市化による悪影響などの新たな社会問題が起こってきている。

一方でドイモイによる自由化は経済面だけに限られ、社会面ではこれまで通り集会・結社や表現の自由は厳しく制限されている。

そこで例えば大都市におけるストリートチルドレンの急増という新しい社会問題に対して市民が立ち上がり、政府がケアしきれない子どもたちを集めて施設を作ろうとしても、結社の自由がないために公認されない。

本研究は増え続けるストリートチルドレンと、市民による施設が開いては政府の命令により閉鎖され、また別の場所を開いては閉鎖されるという不可解な現実

に問題点を見出し、その出発点としたものである。

1.2. 研究の目的と方法

本研究の目的は、ホーチミン市のストリートチルドレン問題を事例として政府の対応を検討しこれに評価を加えるとともに、同じ問題解決を目的として活動を行う NGO の現状を分析しその可能性を探ることにある。分析の結果をもとに、ストリートチルドレン問題の解決に向けて今後の政府の対応と NGO の活動のとるべき方向性を示唆することとする。

研究の方法としては、直接・現場・原典をキーワードとした。すなわち人であれば直接会い、施設は現場を訪ね、法律文書は原典をあたった。調査は 2003 年から 2006 年にかけてホーチミン市において随時行った。

1.3. 定義と先行研究

本研究では NGO の定義として、Salomon and Sokolowski による市民社会組織の定義を採用し、以下の五条件を満たす団体だけを NGO であるとした。す

なわち、(1) 組織化されていること (Organized), (2) 民間の団体であること (Private), (3) 利益を分配しないこと (Not profit-distributing), (4) 自律していること (Self-governing), (5) 自発的であること (Voluntary), の五点である (Salomon and Sokolowski, 2004: 9–10)。

ベトナム政府はその公式発言で、外国 NGO のカウンターパートとなり得る政府組織や大衆組織¹すべてを NGO と呼んでいるが (鈴木 2001: 181–182), これらの団体は (2) 民間であること, (5) 自発的であることの条件を満たさないため, 本研究では NGO とは見なさないこととする。

ストリートチルドレンに関する先行研究としては, まずホーチミン市をフィールドとした Terre des Hommes Foundation (2004) 及び Sở Khoa Học — Công Nghệ Thành Phố Hồ Chí Minh and Sở Lao Động — Thương Binh và Xã Hội Thành Phố Hồ Chí Minh (2005) がある。前者はスイス系国際 NGO による研究報告で, 路上に住む子どもたちの詳細なインタビューを行っている。子どもたちの本音を深く探っている特徴があるが, ケア提供側の NGO についての考察に欠ける。後者はベトナム政府側の報告であり, 政府の施策に詳しい。ただしケア団体に関しては政府組織や大衆組織を「市民社会」と呼び, 政府公式発言に沿った視点をとっていて本研究の定義による市民社会については述べられていない。

先行研究としてはさらにストリートチルドレンの発生原因についてハノイとホーチミン市の両方をフィールドとして研究した Dương Kim Hồng and Ohno (2005), ハノイの一地域をフィールドに限定してストリートチルドレン及び児童労働の現状を詳細に調査した Nguyen Phong Thao and Trinh Duy Luan (1998) がある。両者ともに発生原因や現状調査に主眼が置かれており, ケア団体に関する考察はほとんどない。

本研究では以上 4 点の先行研究を参照しつつ, ストリートチルドレン問題の解決を目指すケア団体に注目し, 政府の対応と NGO の現状の分析をもとに NGO の可能性を探り, 今後のケアの方向性を提言していることに特徴がある。

ストリートチルドレンの定義は政府, 国際機関, NGO 等によってさまざまであるが, 本研究では「経済的に困窮し, 学校に通わず道端を中心とする場所で物乞い, 屑拾い, 物売り, 荷物運び, 靴磨き, スリ, かつ

表 1 ベトナム全国及びホーチミン市における
ストリートチルドレン数の推移

年代	全国 (人)	ホーチミン市 (人)
1993		2,611
1996	12,749	
1997		6,500
1998	19,047	
1999	23,093	
2001		10,351
2002	22,000	
2003	19,000	8,500

出所: Sở Khoa Học — Công Nghệ Thành Phố Hồ Chí Minh and Sở Lao Động — Thương Binh và Xã Hội Thành Phố Hồ Chí Minh 2005: 7, 21 をもとに筆者作成

ぱらい等の営利活動を行う, あるいはそのような状況に陥る危険性を持ち, 生来の能力を発揮する機会に欠ける 18 歳以下の子どもたち」とする。

2. ストリートチルドレン問題の現状

2.1. 人数とその動向

ホーチミン市のストリートチルドレン数の統計は 7,000 人 (The Committee for the Protection and Care of Children) から 11,000 人 (Department of Labor, Invalids and Social Affairs) の間で団体ごとにばらばらである (Terre des Hommes Foundation 2004: 98–99)。これは各団体がストリートチルドレンについて異なる定義を採用していること, そしてたとえ定義を統一したとしてもその人数の把握が容易ではないことからきている。

表 1 に全国及びホーチミン市におけるストリートチルドレンの人数の動向を掲げる。

表 1 では 1993 年から 2001 年までの増加傾向に対して 2002 年及び 2003 年にストリートチルドレン数の減少が見られるが, これは当時開催された SEAGAME²により都市の再開発が行われ, 多くのスラム街が撤去されて公安によるストリートチルドレンの捕獲キャンペーンが行われたことによると考えられる。一般的な増加傾向にあるストリートチルドレン数がこのような特別のイベントの時には一時的に減るのであり, これが一般的な減少を示すとは考えられない (Dương Kim Hồng and Ohno 2005: 7)。

ホーチミン市におけるストリートチルドレン数はその正確な人数は不明だが最も狭い定義を用いて少なく推計しても 7,000 人はおり, 特別な当局の撤去キャンペーン等がある場合を除き一般的に増加傾向にあると言える。

¹ 職業その他の社会的カテゴリー別に人民を糾合し, 宣伝, 動員工作を行う制度的枠組み (白石 2000: 42)。NGO 的な活動を行うものが多いが, 党・国家と社会の橋渡しのために政府が設立する団体であるため本研究では NGO と見なさない。

² ASEAN 諸国によるオリンピック大会に相当する。

2.2. 生活状況と発生原因

ホーチミン市のストリートチルドレンの個人史は一人ずつ様々であるが、先行研究に見られるデータのうち最も多数を占めた特徴をまとめると次のような一人の平均的ストリートチルドレンの姿が得られる。男児、14歳、キン族³、ベトナム南部の地方出身、学歴は小学校1年生程度、3人兄弟、家族と一緒に生活、父親は建設現場の日雇い労働者、母親は路上の八百屋、路上に出た理由は家族の貧困、家族とともにホーチミン市へ移住、自身の職業は宝くじ売り、商売の方法は両親が指示、1日に8時間以上働く、日収は1万から2万ドン⁴、収入は家計の足しに遣う、国連子どもの権利条約について聞いたことがない、麻薬の危険について聞いている、HIV/AIDSについて知らない、殴り合い以外の違法行為はしていない、うれしいのは金が儲かったとき、最も恐れるのは麻薬、将来の希望は職業訓練を受けること（Sở Khoa Học — Công Nghệ Thành Phố Hồ Chí Minh and Sở Lao Động — Thương Binh và Xã Hội Thành Phố Hồ Chí Minh 2005: 27-36）。

先行研究では、ストリートチルドレンの発生原因を(1) 家庭崩壊、(2) 良識欠如、(3) 経済移民の三つに分類して考察している。(1) 家庭崩壊とは、親の死や両親の離婚の結果として孤児や捨て子になった場合、家庭内暴力あるいは性的虐待の被害者となった場合で、経済発展の有無にかかわらず、どの発展途上国にも見られる伝統的なストリートチルドレンの発生原因である。(2) 良識欠如とは、比較的恵まれた家庭であるにもかかわらず、親が教育よりも収入を重視し子どもに路上での労働を強いるという場合である。ベトナムでは経済発展とともに拝金主義の傾向が強まり、このような親が増えている。(3) 経済移民とは、親も本人も望まないが経済的に家計を助ける必要があるために子どもを都会の路上に働かせる場合で、家庭の貧困が原因である（Dương Kim Hồng and Ohno 2005: 22-24）。

実際に子どもの履歴を調査すると、発生原因は複雑に絡み合っている。ストリートチルドレンに対するケアとして必要なのは、子どもの寄宿ケア、マイクロクレジットを通じた融資など家族の貧困削減のための施策、奨学金の給付、公立小学校に代わる無料授業などであるが、原因が異なれば必要な対応も異なってくる。一様に路上の子どもたち全員を施設に入れ、家庭に戻すだけでは原因は除去されない。(1) の家庭崩壊の子どもは家庭へ戻しても家庭内暴力にあえばまた路上に

戻るであろう。(2) の良識欠如の子どもは、帰宅しても親や本人の認識が変わらなければ再び路上で収入を求めるであろう。そして(3) の経済移民の子どもは、家庭の貧困が緩和されなければまた大都市の路上で稼がざるを得ないであろう。

ストリートチルドレン問題の解決には、原因を分析してそれを除去するという作業が必須である。ただしその原因は複雑に絡み合っているため、子どもごとに個別の対応が必要とされる。

3. 政府の対応

3.1. 法的基盤

ベトナムは国連子どもの権利条約が1989年に締結されると、1990年2月に世界各国の中で2番目に署名、1990年9月に世界で10番目に批准している（日本ユニセフ協会 website）。このことは、まだドイモイが軌道に乗らない時期よりベトナムが国際的に子どもの権利への関心を表明したという重要な意味を持つ。実際に、条約批准直後より、ベトナムは国際法に則った国内法の整備に乗り出している。

1991年8月12日に施行、公布されたのが国内法の「子どもの保護、ケア、教育に関する法律」である。全部で60条にわたり、内容は(1) 総則、(2) 子どもの権利と義務、(3) 子どもの保護、ケア教育の責任、(4) 特別に困難な状況にある子どもの保護、ケア、教育、(5) 施行の5章に分かれている。この法律は国連子どもの権利条約を遵守する形で子どもの権利をしっかりと定めた上でストリートチルドレン問題にも言及し、その対策を示している。問題解決のためには国内外の民間や個人からの協力を得るようにとの規定もあり、具体的に整備の進んだものであると結論できる。ただし法律文書は「目上の人間を尊敬すること」「祖国社会主義ベトナムの建設と防衛に努めること」など、儒教的かつ社会主義的な子どもの義務を定めた条項を含んでおり、必ずしも子どもの人権擁護の内容ばかりではないことを付記しておく。

この国内法整備に続き、その後のベトナムではストリートチルドレンに関連する国内法が次々と制定されている。例えば2003年にハノイ及びホーチミン市のストリートチルドレンを家庭及び地域社会に復帰再編入させる計画の展開についての政府公文、同年に同計画の批准についての人口家庭子ども委員会決定、そしてさらに同年にホーチミン市におけるストリートチルドレン問題解決計画のホーチミン市人民委員会決定が出されているが、最初に党や政府レベルでの号令がかかり、それが順次下部組織へ下ろされて来た後、ホーチ

³ ベトナムの多数民族。人口の約87%を占める（古田1999: 114）。

⁴ 2003年の調査時点において1米ドルは約1万5000ドンである。

ミン市レベルでの政策が決定されていることが観察できる。また 1998 年から 2003 年の間だけで 14 本もの法律が発令されていることから、政府が何とかしてストリートチルドレン問題を解決しようと努力している姿勢もうかがい知ることができる。

これら以外にストリートチルドレン問題にかかわる重要な国内法として、教育法が挙げられる。ベトナムでは 2006 年現在、1998 年 12 月公布、1999 年 6 月施行の教育法が適用されている。教育法ではストリートチルドレンを含む全ての公民には法律で学習する権利が保障されていると同時に、小学校の 5 年間は義務教育であって授業料が徴収されないことがはっきりと規定されている。すなわち、この教育法を文字通り適用すればストリートチルドレンを含むすべての子どもが公立小学校に通えるはずであり、子ども及び家庭の経済的理由によりそれが特別に困難な場合には、国や地方政府からの援助があつてしかるべきである。教育の分野においても、ベトナムの国内法はストリートチルドレンを含むすべての子どもたちに手厚い規定がなされ、整備されているといえることができる。

ベトナムではストリートチルドレン問題に関連する法的基盤は、国際条約の批准から始まって国内の基本的な法律の制定、そして政府レベルでの法律からそれを受けてホーチミン市レベルの計画や決定に至るまでが、一貫性と計画性を持って整えられている状況であると結論できる。

3.2. 行政機構

次にストリートチルドレンに関する政策を実施する行政機構について明らかにする。

ベトナムの国家機関は、まず首相、副大臣、大臣級の政府メンバー（各省大臣や委員会主任）からなる「政府」が存在する。これは日本の内閣に相当する。その下の中央省庁は（1）省、（2）省と同格の政府直属機関に分類され（白石 2000: 36-38）、（1）は 20 省、（2）は 6 機関からなる（中野 2004: 255）。（1）と（2）をそれぞれ表 2 に示す。

表 2 のうち、◎で表示したものがストリートチルドレン問題への対策の所轄官庁である。これをホーチミン市人民委員会のレベルに下げてくると、問題別の担当機関は、（1）ストリートチルドレンに対する生活上のケアが労働・傷病兵・社会局、（2）ストリートチルドレンを対象とした普及学級などの教育が教育訓練局、（3）ストリートチルドレンの補導、施設への連行がホーチミン市公安、（4）ストリートチルドレンを含む子ども一般に関する政策決定がホーチミン市人口家庭子ども委員会というふうに分類できる。

表 2 ベトナムの中央省庁

(1) 省		(2) 政府直属機関
国防省	工業省	政府官房
◎公安省	水産省	国家監査院
外務省	◎労働・傷病兵・社会省	◎人口家族子ども委員会
司法省	科学技術省	民族委員会
計画投資省	資源環境省	体育スポーツ委員会
財務省	文化情報省	国家銀行
商業省	◎教育訓練省	
農業農村開発省	保健省	
交通運輸省	内務省	
建設省	郵政遠距離通信省	

注) ストリートチルドレン対策に係る省庁・機関を◎で表示
出所：中野 2004: 255 を参考に筆者作成

問題としては（1）と（2）の管轄局が異なることから、一つの NGO 施設がストリートチルドレンの社会福祉ケアと無料授業の両方を提供している場合に、活動の認可に両方の許可が必要になるなど混乱が生じていることが挙げられる。また政府が普及学級だけを提供しても、各児童の社会福祉ケアを組み合わせないと成果が出ないことが多い。しかし政府の側でも縦割りの弊害を認識し、複数の省庁を集めて合同計画を立てるなど努力をしている。

ベトナムにおいてストリートチルドレン問題に対応する行政機構の整備状況は、問題を社会福祉、教育、治安の各側面から取り扱う機関が一通り揃い、縦割りの弊害を解決する努力もなされていることから概ね良好であると結論づけることができる。

3.3. 政策の現状

3.3.1. ホーチミン市少年教育職業訓練センター (CETC)⁵

CETC はホーチミン市人民委員会労働・傷病兵・社会局が運営するベトナム南部唯一の国立ストリートチルドレン寄宿施設⁶である。政策の現状を調査するため 2006 年 7 月、CETC 訪問及び CETC に滞在経験の

⁵ Ho Chi Minh City Children's Education and Vocational Training Center, (Trung Tâm Giáo Dục Đào Tạo Nghề Thiếu Niên Thành Phố Hồ Chí Minh), 14, Nguyễn Văn Bảo, Phường 4, Quận Gò Vấp, Thành Phố Hồ Chí Minh.

⁶ ベトナムでは強力な中央集権制が敷かれているため、中央政府と地方の国立の一機関は同一の政策を実施する単一のアクターであると見なせる。このため本研究では南部における国立の唯一の施設である CETC を政府側の対応の事例として取り上げる。



写真1 CETC 入口

2006年7月, Tran Thi My Linh 撮影



写真2 一列縦隊で食堂へ

2006年7月, Tran Thi My Linh 撮影

ある子どもへのインタビューを行った。

施設の目的はホーチミン市における孤児及び特別に困難な状況にある子どものケア、養育、教育と職業訓練となっており、6才から15才の男女250名に宿泊、食事、生活、医療、教育、職業訓練のサービスを提供している。うち寄宿生が200名で全体の9割近くが男児である。職員数は60名、子どもの滞在期間は1週間から10年以上まで。親が迎えに来たらなるべく家庭へ帰すようにしている。入所の理由は、道端で寝ていただけ、あるいはスリ、かっぱらい、殴り合いなどの軽犯罪の両方で、公安警察が連行してくる。子どもの外出は原則禁止、家族や知人の面会と差し入れが許されている。

先行研究では1994年の時点で子どもの衛生状態が悪く、教育も与えず子どもを監禁するだけの刑務所のような場所と描写され（船坂・高橋 2005: 124-125）、1999年上半期の総収容児童数214人のうち125人が脱走、強制的に家庭に引き取られても大部分が再び路上へ戻る（Terre des Hommes Foundation 2004: 109）とあ

る。2006年の調査では栄養や衛生は改善され、小学校に代わる授業も提供されていた。

他方、もと寄宿生で現在 NGO 施設に寄宿中の子ども3名の聞き取り調査により、CETC 内では職員が態度の悪い子どもを殴ったり、施設側が子どもの代表者に委任して他の子どもを殴らせるという、暴力による支配体制が確立していることが明らかになった。そしてこの暴力を逃れるため、また社会から隔離された施設の生活では将来が見えてこないとの理由で、子どもの脱走が頻発しているとの証言が得られた。

CETC を通した政策の現状は、ストリートチルドレンが必要とする生活、教育から職業訓練までのケアが揃い、設備や衛生面では問題が見られない反面、体罰を介した管理体制、路上で寝ているだけで強制連行されるという事実、外出禁止、家族への社会福祉ケアを無視した家庭帰還の促進⁷など、ソフト面での問題が多いことがわかった。政府の対応には個別の子どもからの視点でストリートチルドレン問題へアプローチするという姿勢が欠け、手っ取り早く路上から子どもの数を減らそうという、画一的に都市の美観と治安改善を優先させたアプローチとなっている。

3.3.2. 普及学級

ベトナムは5年間の小学校教育を義務教育と定めている。しかし子どもが現実に小学校に通うためには、(1) 出生証明書及び小学校の地元の住民票⁸が揃っていること、(2) 教科書代、教材代、文房具代、制服代、施設整備費等々と称して徴収される費用が支払えること、(3) 学力が2年以上遅れていないこと、の三つの条件が要求される。

ホーチミン市のストリートチルドレンが公立小学校に通おうとすると、まず75%が地方出身であることから(1)の書類が揃わない子どもが多い。次にストリートに出た理由の大部分が家庭の貧困であることから、家庭に(2)の費用を支払う経済力がない。そして学校にまったく通ったことがないか、退学した子どもが大部分であり、そのまま学力がつかずに2年間を過ごして年をとると学校には戻れない（Sở Khoa Học — Công Nghệ Thành Phố Hồ Chí Minh and Sở Lao Động — Thương Binh và Xã Hội Thành Phố Hồ Chí Minh 2005: 27-35）。

このような公立小学校の普通学級から落ちこぼれた

⁷ 政府は労働・傷病兵・社会省の行う飢餓貧困撲滅計画の一環として、貧困家庭の経済的自立を目指した融資や祝祭時の贈り物などを行っているが、ストリートチルドレンのケアとの連携が取られておらず融資後のモニタリングもなされていないため、十分な効果が上がっていない。

⁸ 住民票は、ベトナム語の *hộ khẩu* であり漢語を直訳すると「戸口」となる。「戸籍」という和訳も使われるが、本研究ではより日本の実態に近い「住民票」の訳語を用いる。

子どもたちを対象に、政府は普及学級 (lớp phổ cập) を開いている。「普及学級」という名称は「教育をひろく公民に普及させるための学級」を意味する。教育法にその規定があり、正規教育を行っている公立小学校が「本務を果たしている限り提供することができる」とある。

2006年10月、ホーチミン市人民委員会教育局から入手したデータによるとホーチミン市には公立小学校が全部で458校存在するが、そのうち189校で622学級の普及学級が開かれている。隣り合った2～3校区のうち1校が開いている。また1校につき平均3学級強が開かれている計算になる。国から与えられる予算は、市内のどの普及学級においても一律で、児童1名につき年間70万ドン(約45米ドル)である。

次に実際の普及学級の現状と問題点を、政府側へのインタビューにより調査した。2006年7月、ホーチミン市トゥードック区ビンチャイン坊教育担当官からの聞き取りによると、同区には12の坊があり担当の坊は人口5万人強、坊内には公立小学校2、公立中学校1、幼稚園7、普及学級1が存在する。普及学級は公立小学校1ヶ所において開かれていて児童数は五学級で207名、授業時間は月火木土の週4日、17:00–19:00の夜学で、全部で週8時間になる。小1から小3までは国語と算数のみ、小4小5は公立全日制と同じ全科目を習う。

入学の条件は出生証明書の提出とペン、制服の用意。住民票は不要、学力の遅れも不問、教科書やノートは無料で配布する。教員は9名が担当している。

問題点は教師の給料が安いこと、子どもたちの年齢にばらつきがあり授業に集中しないこと、教師が苦勞すること、教師や校舎が不足するので昼間に開けないことなどである。

次に2006年3月、NGO施設であるトゥーティム能力開発センター⁹所長へのインタビューにより調査した事例を挙げる。2001年8月、NGO施設では無料授業の閉鎖を命じられ、無料授業を受けていた子どもたち213名全員が地元の公立小学校で開かれる普及学級に移った。普及学級は公立小学校の授業が終わった後の校舎を使用し、毎週月、水、金の16:30–18:00、国語と算数のみの授業が開かれた。受講は無料であったが授業の時間帯が夕方遅く、自宅が遠方にある女子の場合は帰宅時の通学路に危険があるため、また男子の場合には放課後にそのまま夜の町に遊びに出てしまうなどの不都合があるという理由により、213名のうち64

名が1ヶ月以内に退学した。また教師が疲れていてやる気がない、子どもに誠実に接しない、休講が多い、授業が自習ばかりである等の理由から、1年以内にさらに107名が退学した。

結局公立小学校の普及授業は受講のニーズを持つ213名の子どものうち、20%にあたる、退学せずに残った42名だけにしか対応できなかった。

以上の政府側、NGO側の聞き取り調査結果より、政府の開く普及学級に関して、授業の時間帯や時間数、科目数が子どものニーズに合わないこと、教師の質が悪いこと等の問題点が指摘できる。

総合すると、普及学級を開くにあたっての政府の姿勢が問題となっていることがわかる。各公立小学校あるいは各地元の人民委員会教育局では「普及学級を開きました、子どもはX人来ました」と上部組織に報告するためにこれを開いているのであって、そこには一人ひとりの子どもたちの将来のためによい教育を、という姿勢は見られない。そのため現場の子どもたちのニーズを置き去りにして、一律児童一人当たりいくらかという予算をあてがい、政府側、公立小学校側の都合に合わせた時間帯、授業科目、受け入れ条件や教師を介しての教育を行っているのが現状である。

3.4. 政府の対応の特徴と問題点

本節における分析をまとめると、ストリートチルドレン問題に関する政府の対応の特徴は、法整備の先進性、行政機構の充実、政策の考え方における合理性、そして現場における不適切な実施状況と表現できる。整備の進んだ法律と組織、そして政策が揃っている中で現場での実施に問題が起こる理由はそれぞれ国家機構の三つの異なったレベルで観察できる3点の問題にある。

第一に、現場の公務員レベルにおける人材の能力不足の問題がある。現場で政策実施にあたるべきベトナムの公務員は個人的なコネや影響力によって雇用され、採用試験を行っている省や機関はほとんどない状態である(Tsuboi 2005: 8)。そして現行の公務員は人数が多い割には行政官としてのきちんとした養成を受けた専門家が少ない(古田 2000: 184)。公務員は業務内容に関する専門性や経験、能力ではなく、党に対する忠誠心や人脈によって人選されている。このような特徴を備えた公務員が政策実施現場に投入されたときその専門能力の不足により、政策の考え方自体が優れたものであっても実施状況に問題が起こってくる。

第二に、管理職レベルにおける成績志向の問題がある。政策実施の目的が、管理職レベルにある公務員個人にとって一人ひとりの子どものよりよい養育のため

⁹ Trung Tâm Phát Huy Thủ Thiêm, 76 Khu Phố 1, Phường Thủ Thiêm, Quận 2, Ho Chi Minh City.

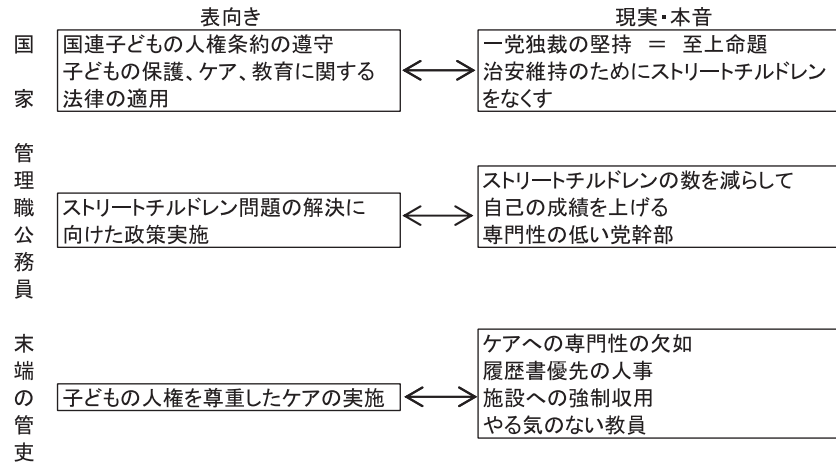


図1 政府のストリートチルドレン問題への対応における表向きと現実・本音の矛盾の三段構え

ではなく、自己の業務が順調に行われたことを上部機関に報告して、公務員としての成績を上げることに集約されている。本来は子どものケアが適切に行われストリートチルドレンの数が減ってそれが公務員としての好成績につながるべきところが、子どもの状況を素通りしてより安易に数を減らすことに主眼が置かれている。

教育訓練省が行う普及学級においても同様に、普及学級を開設して子どもが何人来た、管轄地域から不就学児童がいなくなった、という事実を報告することが主眼となっていて、一人ひとりの子どもにどのような教育ニーズがあるかは置き去りにされている。そのため報告のための統計データを取る一時期にだけ普及学級を開いて、後は閉鎖するというも行われる。

第三に、国家レベルで考えたとき、国民であるストリートチルドレンの福祉のためではなく、一党独裁体制の堅持のために政策が実施されている点に問題がある。ストリートチルドレン問題を解決しようと国家が決断するとき、それは表向きにはベトナムが締結している子どもの人権条約を遵守し、一人ひとりの子どもの人権を尊重するためであると謳っていても、本音では治安維持のため、都市の美化のために、そしてひいては一党独裁体制の安定のために政策が実施される。

一党独裁体制の安定という至上命題があるために、市民による NGO が行うストリートチルドレンのケアはたとえ子どものために適切なものであっても、政府の認めるところとはならない。市民社会の発展は一党独裁の脅威と考えられるからである。

ストリートチルドレン問題に対する政府の対応の問題点は、末端レベルの公務員の能力不足、管理職レベルでの成績志向、そして国家レベルでの一党独裁堅持という至上命題の優先という三段構えの構造にあると結論できる。

本節における分析を図1に示す。

4. ローカル NGO によるストリートチルドレンのケア活動

4.1. NGO の活動目的

ローカル NGO によるストリートチルドレンのケア活動について分析するに当たり、まず実際に活動している NGO 3 団体が広報で掲げている活動目的について調査した。その結果、どの団体も子どものためにその保護や支援を目的として活動していること、法律の遵守や子どもの権利の尊重を謳っている団体があることが明らかになった。調査結果を表3に示す。

また広報で掲げられていない目的について一団体の創始者にインタビューしたところ、権力の奪取を目的としていないこと、個人的な信念の追求が原動力となっていること、活動が路上で目にする子どもの姿というミクロの視点から出発してボトムアップの構造となっていることが判明した。

4.2. ケア活動の現状

4.2.1. ストリートチルドレン寄宿施設の事例

ホーチミン市には NGO が運営するストリートチルドレン寄宿施設が 20 ～ 30 ヶ所あると推定される。本項では 2006 年 6 月、そのうちの 1 ヶ所、ビンチュウ能力開発センター¹⁰での調査データをもとに論述する。

センターはホーチミン市都心より東北方向 6 km に位置する。鉄道駅や長距離バスターミナルに近く、地方から流れ着いた移民のスラムが形成されている。施

¹⁰ Trung Tâm Phát Huy Bình Triệu, 30B/1 Quốc Lộ 13, Phường Hiệp Bình Chánh, Quận Thủ Đức, Ho Chi Minh City, TEL (84) (8) 726-9450.

表3 NGOが広報で掲げる活動目的のまとめ

活 動 目 的 の 特 徴		団体A	団体B	FFSC
1	子どものため	○	○	○
2	法律遵守のため	○	—	○
3	社会から疎外された子どもの認識を出発点とする	○	—	○
4	保護、支援、サービスの提供を目的とする	○	○	○
5	子どもの権利の尊重	○	—	○
6	間接的な目的	ネットワークづくり、人材育成		○
		ケアモデルの提供		—
7	愛情、暖かさの提供	—	○	○

注) ○：広報あり，—：なし

FFSC: Friends for Street Children in Ho Chi Minh City, 140/4 Vo Thi Sau Str. Dist.3, Ho Chi Minh City, Vietnam, TEL (84)(8)829-6951, FAX (84)(8)820-1374, E-mail : ffsc.vn@gmail.com, http://www.geocities.jp/ffsc_saigon/

設は1993年より活動を開始し、現在はストリートチルドレンの寄宿ケア（31名）、食事つき通いのケア（32名）、無料授業（278名）、公立学校への編入支援（90名）、刺しゅう・縫製の職業訓練（30名）、ソーシャルワーカーによる家庭訪問（62名）、奨学金支給（62名）、保護者の勉強会（66名）、保護者のマイクロクレジット（96名）、医療ケア等を行っている。ケアを受ける子どもの数は計385名、スタッフ数は14名、年間活動予算は5万米ドルである。

寄宿生は3才から20才までの男子11名、女子20名である。5名が公立小学校、11名が公立中学校、4名が公立高校、病気療養中の1名を除いた10名が施設内の無料授業を受けている。

寄宿生は身寄りがなく、定住する家のない子どもたちから選ばれる。両親が刑務所に入っている場合もある。ソーシャルワーカーの資格を持つ専門のスタッフが路上で子どものカウンセリングを行い、家庭の状況を調査し、本人及び家族の合意を得た上での入所となる。

新たに入所した子どもは環境に適応するのに時間が

かかる。特に施設内に留まることを強制はせず、ゆっくり慣れるのを待つ。施設にどうしてもなじめず再び路上に戻る子どもがいるが、強制的に連れ戻すことはしていない。

センターには散歩の時間もあるし、夜間以外には門戸は常に開放して、子どもが望めば自由に出入りができるように配慮している。同時に近所の子どもたちも、自由にやって来て休み時間には施設の子どものと一緒に校庭で遊べるようになっている。

実際にセンターに入所した子どもたち10事例の詳細調査を2003年12月から2004年9月にかけて、その追跡調査を2006年7月に行った結果、奨学金やマイクロクレジットにより家計が向上し、家庭の貧困削減が子どもたちの学力向上につながったケースが親と同居する子7事例のうち6事例に観察された。ソーシャルワークと教育活動との連携が成功していると言える。

4.2.2. 無料授業の事例

ホーチミン市にはNGOの行う無料授業の施設が約20ヶ所あると推定される。本項では前項で取り上げたビンチュウ能力開発センターの無料授業についてその詳細を見ることとする。2005年-2006年度における学年別児童数は表4の通りである。

表4 ビンチュウ能力開発センターにおける無料授業受講児童数

	年齢(才)	男子(名)	女子(名)	小計(名)
幼稚園年少組	4-5	20	20	40
	年長組	26	20	46
小学校1年生	7-14	34	28	62
	2年生	24	14	38
	3年生	15	21	36
	4年生	14	12	26
	5年生	16	14	30
合 計		149	129	278

出所：聞き取りをもとに筆者作成



写真3 センター設立当初の寄宿生とスタッフ
1994年3月、Tho Mai 撮影

表5 ビンチュウ能力開発センター無料授業時間割

学年	時間帯	月	火	水	木	金	時間帯	土
小学校 1年生	7:30 11:00	国旗掲揚 道徳 国語 国語	国語 国語 算数 算数	国語 国語 算数 社会	国語 国語 算数 算数	国語 国語 算数 算数	7:30 11:00	課題勉強 掃除
小学校 2年生	13:45 16:45	国旗掲揚 読解 算数 理科社会	算数 算数 読解 道徳	書き取り 算数 算数 読解	算数 算数 語彙と文 書写	作文 算数 算数 書き取り	14:15 16:00	課題勉強 掃除
小学校 3年生	13:45 16:45	国旗掲揚 読解 発表 算数	読解 書き取り 算数 算数	語彙と文 書写 算数 読解	読解 理科社会 算数 算数	書き取り 作文 算数 算数	14:15 16:00	課題勉強 掃除
小学校 4年生	13:45 16:45	国旗掲揚 読解 算数 書写 保健	道徳 算数 算数 暗誦 歴史	語彙 科学 算数 算数 書き取り	文法 地理 算数 算数 美術	作文 発表 算数 算数 科学	14:15 16:00	課題勉強 掃除
小学校 5年生	7:30 11:00	道徳 算数 語彙 文法	作文 作文 算数 算数	読解 書き取り 算数 算数	英語 地理 算数 算数	読解 書き取り 歴史 作文	7:30 11:00	課題勉強 掃除

出所：2005-2006年度，聞き取りをもとに筆者作成

施設では無料授業の修了生に独自の修了証書を発行しているが，就職等において社会での認知度は公立小学校の卒業証書にはるかに及ばない．そのため条件が揃っている子どもはなるべく公立に通わせるように努力している．

各学年別の授業時間割を表5に示す．

年間スケジュールは公立学校に準じる．学年は9月から翌年6月まで，1月-2月には2週間の旧正月休み，7-8月は夏休みとなるが夏期授業を開いている．

教員は幼稚園4名，小学校6名が担当する．幼稚園教員のうち2名は寄宿生ケアのスタッフが兼務している．小学校教員は公立小学校や普及学級の教員がパートタイマーとして勤務している．公立でも施設の無料授業でも，一方の勤務だけでは生活が成り立たないため教員は兼務を強いられている．これはベトナム全国の小学校教員に共通の状況である．

教科書は国から無料配布される．その他の教材やノート，鉛筆などの文房具，制服は施設が児童に無料配布する．制服は一人年間1着のみの配布のため，始業式や終業式に着用する．

入学児童の選抜は，ソーシャルワーカーのスタッフが各家庭を回って児童の状況についての調査を行った結果によって行われる．公立小学校に行く条件を備えた子どもについてはなるべく公立へ入れるように援助



写真4 ビンチュウの無料授業
2006年10月，Hong Hanh 撮影

する．入れない理由が経済的なものである場合は，外国人里親を紹介して奨学金を得てから入学させることもある．

4.3. ローカル NGO によるケア活動の特徴

本節で見たローカル NGO によるストリートチルドレンのケアは次の3点にまとめられる．

第一に，NGO によるストリートチルドレンのケアが活動を行う個人の自発性に基づいていることが分析できる．このことはNGOがその定義において自発性のある団体とされていることから，当然に明らかであ

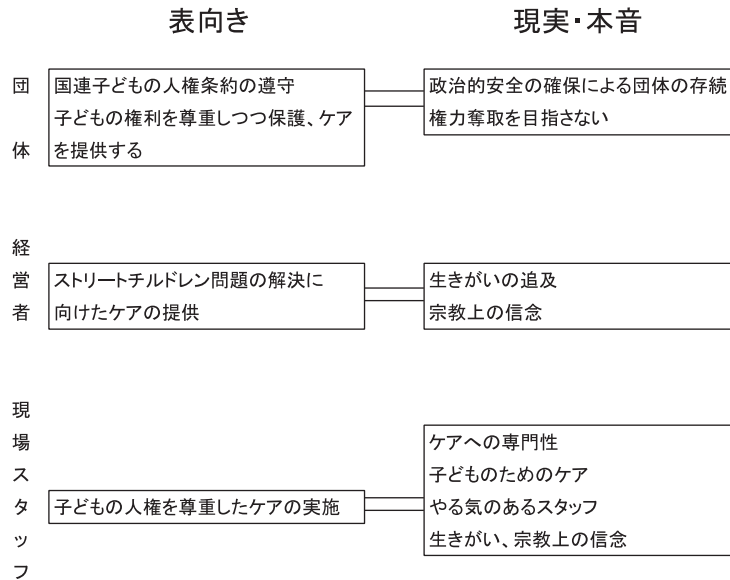


図2 NGOによるストリートチルドレンのケア活動における表向きと現実・本音の調和の三段構え

る。それでもここで自発性を強調するのは、ベトナムでは政府に公認されないNGO活動が政治的危険を伴うため、これを行うには非常に大きな自発性を必要とするからである。また現場スタッフのレベルにおいては、政治的危険はなくとも親団体がいつ政府から活動禁止命令を受けるかわからない現状では、雇用の安定は確保できない。それでも働くのは個人の大きな自発性による¹¹。

第二に、NGOによるストリートチルドレンのケア活動が多角的であることが挙げられる。ストリートチルドレンの履歴は各人各様であり多くの社会問題が複合している。子どもたちを社会に再統合するためには、個別のケースに応じた処方が必要である。NGOの場合はソーシャルワーカーが子どもへのカウンセリングや家庭訪問を通じてこの処方を担当している。そこから結論される実際の処方は、無料授業、公立学校への編入、職業訓練、寄宿ケア、食事ケア、医療ケア、保護者の勉強会、保護者へのマイクロクレジット等を自由自在に組み合わせて多角的である。

これに対して政府による対応では労働・傷病兵・社会省が行う路上での保護、施設入所、家庭回帰という一系列、同じく労働・傷病兵・社会省が行う貧困削減を目的とした貧困家庭への融資という一系列、そしてそれとは別に教育訓練省が行う普及学級の開設という一系列が存在し、三系列が独立して運営されている。

そしてこれらのサービス間の調整は行われていない。これはNGOが一人の子どもをめぐる多角的に、調整を行いつつ対応している状況と好対照をなしている。

第三に、子どもの人権が活動現場において尊重されていることが特徴である。各NGOが活動目的において子どもの人権尊重を謳っている通り、現場においても子どもが中心となり、子どものために活動が行われている。寄宿施設では子どもは入所を強制されず、入所した後の外出や退所も自由である。施設内では体罰の恐怖による管理は行われていない。勉学や職業訓練ばかりでなく、娯楽の時間も設けてあれば海水浴や遠足の機会もある。

本来は家庭において親から受けるべき全人格的な発達の機会になるべく近づけるような努力が、NGOの側からなされているのである。

これらの特徴から、政府の対応の場合には図1に掲げたように、「表向き」と「現実・本音」の間に三段構えの矛盾が見られたのに対し、NGOに関しては図2のように「表向き」、すなわち広報に載せられる目的と「現実・本音」の間に調和が生じていることがわかる。

5. NGOの可能性

5.1. 政府との共通点

ストリートチルドレン問題に関する政府の対応とNGO活動の現状を比較すると、次の三点の共通点が見出せる。第一に法律を遵守しようという姿勢が共通である。法律とは具体的に国連子どもの権利条約やその他の国内法を指す。政府もNGOも国連レベルや国

¹¹ 例えばFFSCで対日本人広報担当官を務めるベトナム人スタッフは、日系企業での日本語通訳スタッフの職を辞して転職した。給料は半分になったが、やりがいがあるから続くと言う。

家レベルで制定された条約や法律の遵守のために行う活動であるという点で共通である。

第二に、法律に照らし合わせたとき、ストリートチルドレンの現状あるいはその存在そのものが問題であると認識し、その解決のために政策実施やケア活動を行おうとする姿勢においても政府と NGO は共通している。

第三に、政府の政策実施現場あるいは NGO の活動現場において、子どもの人権を尊重したケアを実施しようという表向きに広報される姿勢も共通である。

以上三つの共通点はどれも政府の対応及び NGO による活動を示す図 1、図 2 の中で「表向き」の欄のなかに入ることには注意が必要である。しかしながら、たとえ現実や本音が異なる場所にあってもストリートチルドレン問題に関して両者が積極的に広報している認識や姿勢が共通しているということは、政府と NGO が問題解決に向けて共通の出発点に立っているという現実を表している。そしてこの共通性は両者間での協力の可能性を示唆している。

5.2. 政府との相違点

図 1、図 2 には、政府と NGO の表向きの認識や姿勢の共通性ととともに、現実・本音における目的の相違が見られる。

第一には、国家もしくは NGO 経営者のレベルにおいて、権力の維持すなわち一党独裁の堅持を本音の目的としている政府と、権力奪取を目的とはしない NGO との間に根本的な相違がある。

第二には、治安維持もしくは治安改善を本音の目的としている政府と、子どものために活動している NGO とでは大きな相違がある。その相違は、政府が街路で寝ているだけの子どもを施設に連行することと、NGO では街路の子どもにカウンセリングを行い本人や親の合意の上で施設に連れてくるという具体的な対応の違いとなって表れてくる。

第三には政府の管理職公務員における自己成績の追求と、NGO の経営者における問題解決への意志という大きな相違点が挙げられる。公務員の成績は数字で表されるのが通常で、ストリートチルドレンの減少数とその割合、施設への収容者数、家庭への帰還者数、普及学級への就学者数等の短期的視野で出された数値で公務員の評価がなされてその昇進に影響する。NGO においては資金を提供したドナーへの説明責任がある。NGO の活動規模が政府に比べて小さいためもあり、個々の子どもがどれだけ社会に復帰できたか、すなわちどれだけストリートチルドレン問題を解決できたかということを重視する。

第四には末端の現場スタッフにおいて、政府では給料の獲得が目的とされているのに対して、NGO では給料と同時に生きがいの追求が行われていることが相違点である。ベトナムの公務員の給料は安い、社会的地位、雇用の安定そして地位を利用した副収入の可能性が魅力である。NGO では逆に、雇用の安定は望めず、給料も民間企業の会社員よりはるかに安い。それでも勤務しているのは、NGO の活動目的が自己の目標と一致していて、その目的に賛同し、生きがいを求めて来るからである。このような相違点は、給料をもらうために子どもに自習を課すだけで熱心に授業を行わない普及学級の教員と、子どものニーズに合った授業を提供しようと努力する NGO の無料授業の教員との違いになって表れてくる。

このように政府と NGO は国家や団体の全体から末端の公務員やスタッフに至るまでのあらゆるレベルで、現実・本音の部分で異なる目的を持って活動している。

5.3. NGO にできること

表向きでは共通の問題解決を目指しているが、現実・本音で異なる目的を持つ政府のもとで、NGO には一体何ができるのか。

まず政府の短絡的なストリートチルドレン数減らし政策への代案としての、モデルケースの提示を行う可能性がある。このモデルケースは NGO 活動が公認されず活動規模の拡大が困難なベトナムの現状では小規模なものとならざるを得ないが、一人の子どもを多角的にケアするソーシャルワーカーの存在をアピールすることが重要である。

現状の政府の対応では、教育訓練省が普及学級を提供し、公安警察が路上の子どもを補導し、労働・傷病兵・社会省が寄宿ケアを行い、場合によっては同省の別の部署が子どもの家族に商売のための融資を行う。それぞれの省庁やその出先機関がばらばらにこれらのサービスを担当していることが原因で、成果が上がらない。普及学級を開いても個々の子どものニーズには合わないし、寄宿ケアから家庭に帰してもその家庭内の問題が解決していない場合は、子どもはまた路上に戻る。

NGO の場合には子ども一人ずつに担当ソーシャルワーカーがいて、本人や家族の状況を総合した結果、必要と判断されたケアを行っている。そのケア内容も、寄宿、食事、無料授業、職業訓練から親の勉強会、マイクロクレジットと多角的である。

本音の目的こそ違え、政府にとってもストリートチルドレン問題の解決は重要課題である。長期的により

効果の大きいソーシャルワークを用いて政府がケアを行うよう促すために、NGOによるモデルケースの提示は非常に重要な役割を持つと考えられる。

次にNGOの可能性として、人材育成が挙げられる。政府では管理職者においても現場スタッフにおいても政治的な履歴書優先の人事が行われている現状があるが、NGOでは逆に、ソーシャルワーカー資格等の専門性、団体の活動目的への賛同、やる気等を重視し、希望者に奨学金を給付してソーシャルワーカーや、ソーシャルワーカー養成教員を養成するための奨学金給付を行うなどの活動も行われている。こうしたNGOにより養成された人材のうち、せめて政治的履歴のよい者だけでも政府に供給することができれば、NGOは人材育成の面で大きな役割を果たすことになる。

最後にNGOの可能性として、外国からの資源導入を挙げたい。ここで言う資源とは、技術や資金の総称である。先進国の市民社会がベトナムに援助を行うとき、「ベトナムにおける市民社会の発展を促進し民主化を図る」という隠された目的を持つ場合が多い(Salemink 2003: 7)が、このとき資源の受け取り窓口としてのローカルNGOの存在は有意義である。援助は政府機関ではなくNGOに提供される。適切なNGOがなければその援助は他国へ向けられるであろう。この資源がベトナムのローカルNGOによって受け取られ、ここで得られたソーシャルワーク等の先進国の高水準の技術が国内に導入されるのであれば、ストリートチルドレン問題の解決につながるNGOの可能性の一つとして重要である。

6. おわりに

NGOはソーシャルワークを用いたケアのモデルケースの提示、人材育成、外国からの資源の導入という重要な可能性を持つが、これらは団体の存続や活動が保障されて初めて実現されるということを忘れてはならない。現状ではベトナムのローカルNGOは若干の例外を除いて、多くが非公認あるいは非公認の不安定な状態で活動を行っている¹²。問題解決に有効なケアを行っているNGOを今後、政府がいかに評価し、その活動を保障していくかは大きな課題である。

ここで政府のジレンマはNGOの活動を正に評価しこれと協力することで市民社会が発展し、民主化が促進され、ひいてはそれが一党独裁の脅威につながるという図式であろう。しかし、ストリートチルドレン

という重大な社会問題をより効果的に解決し、治安を改善し、体制の堅持につなげるのも同じNGOである。

本研究の事例で取り上げたNGOはどれも権力の奪取を目指さない、純粋に子どもたちのよりよい生活を目的として活動する団体ばかりであった。

ところが現状では政府と市民によるNGOとの間は、協力どころか逆に政府がNGO活動を禁止、妨害する事例の方が多い。今後は、政府は政治的に問題がないと判断できればそのNGOをもっと利用すべきである。NGOを十把一絡げに一党独裁への脅威に結びつけるのではなく、社会問題の解決により逆に体制の堅持に貢献する存在として、政府の側からの正当な評価を望みたい。

ベトナムには地方分権や地方自治の体制がなく、各末端の政府機関も中央からの強い統制の下で機能している。しかし行政機関による規則制定権が不明瞭であり、その運用においても逸脱が目立ち、末端の担当官によって国家の法律や制度の施行が恣意的になされることがある(古田 2000: 182-184)。この欠点が逆に幸いして、政府が表向きは認めていないNGOと政府機関との間に共同プロジェクトが行われているケースが見られる。普及学級の運営を公立小学校が担当し、ソーシャルワーカーによる家庭訪問や奨学金支給をNGOが担当しているホーチミン市の事例である。そこでは小学校校長の個人裁量によってNGOとの共同プロジェクトが進められている¹³。

上は政府の中の一員がNGOの活動を正に評価して、末端の公務員に自由裁量が認められる現状を利用してすでにNGOとの協働を進めている事例である。これにならい、個人ではなく政府レベルにおいてもNGOの活動を正に評価し、全国の小児の義務教育を担当する政府と、得意な社会福祉の知識と技術を駆使してソーシャルワーカーを派遣するNGOとの協働を推進すべきである。それがストリートチルドレン問題の解決に向けて、政府とNGOが今後とるべき方向性であろう。

Final version accepted December 8, 2008

参考文献

- Duong, Kim Hồng and Ohno, Kenichi (2005) *Trẻ em đường phố Việt Nam, Diễn đàn Phát triển Việt Nam, Hà Nội (Street Children in Vietnam, Hanoi: Vietnam Development Forum)*.
 船坂葉子・高橋佳代子 (2005) 「南部の貧困層と国際NGO活動に見る戦争の影響」中野亜里編『ベトナム戦争の「戦後」』第4章、めこん、pp.117-142.

¹² 大衆組織や政府組織の名義を借りて活動するものを非公認NGO、完全な任意団体を非公認NGOと呼ぶ(吉井2006: 80)。

¹³ 本事例の分析については別稿に譲る。

- 古田元夫 (2000) 「行政改革」 白石昌也編著『ベトナムの国家機構』第 VI 章, 明石書店, pp.182-185.
- 中野亜里 (2004) 「国家機関」 今井昭夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための 60 章』第 43 章, 明石書店, pp.253-257.
- Nguyen, Phong Thao and Trinh, Duy Luan (1998) *Street Children and Child Labourers in Urban Areas: A Case Study in Hanoi*, Vietnam Socio-Economic Development, no.16 Winter 1998, Hanoi, pp.35-60.
- 日本ユニセフ協会 (<http://www.unicef.or.jp/kenri/teiyaku.htm>) 2006/4/8.
- Salemink, Oscar (2003) *Disjunctive Developments: The Politics of Good Governance and Civil Society in Vietnam*, Vrije Universiteit Amsterdam.
- Salomon, Lester M. and Sokolowski, Wojciech S. (2004) *Global Civil Society: Dimensions of the Nonprofit Sector*, Volume Two, New York: Kumarian Press, Inc.
- 白石昌也 (2000) 「党・国家機構概観」 白石昌也編著『ベトナムの国家機構』第 I 章, 明石書店, pp.15-52.
- 鈴木千鶴子 (2001) 「ベトナム—NGO の NGO によるコントロール」 重富真一編著『アジアの国家と NGO—15ヶ国の比較研究』第 7 章, 明石書店, pp.178-203.
- Sở Khoa Học — Công Nghệ Thành Phố Hồ Chí Minh and Sở Lao Động — Thương Binh và Xã Hội Thành Phố Hồ Chí Minh (2005) *Trẻ em lang thang ở Thành Phố Hồ Chí Minh — Thực Trạng và Giải Pháp*, Nhà Xuất Bản Lao Động — Xã Hội, Hà Nội (ホーチミン市労働・傷病兵・社会局及びホーチミン市科学工芸局 (2005) 『ホーチミン市のストリートチルドレン—実情と解決策』労働社会出版社, ハノイ).
- Terre des Hommes Foundation (2004) *A Study on Street Children in Ho Chi Minh City*, Ho Chi Minh City.
- Tsuboi, Yoshiharu (2005) *Corruption in Vietnam*, Working Paper; vol.20, Center of Excellence-Contemporary Asian Studies of Waseda University, Tokyo, pp.1-13.
- 吉井美知子 (2006) 「ベトナム」 山内直人編『世界の市民社会』第 8 章, 大阪大学大学院公共政策研究科 NPO 研究情報センター, pp.77-90.

要 約

本研究はドイモイによる経済発展が進むベトナムをフィールドとして、増え続けるストリートチルドレンの問題への政府の対応を検討、評価すると同時に、同じ目的を持って活動する NGO の現状を分析したものである。政府の対応を調査すると法整備の先進性、行政機構の充実、政策の考え方の合理性、そして現場における不適切な実施状況が明らかになる。一方、NGO では個人の自発性に基づき、子どもの人権を尊重しながら多角的な社会福祉ケアが行われていて、活動の規模は小さいが、ストリートチルドレン問題の解決に一定の成果を上げていることが判明した。NGO は単に一党独裁への脅威ではなく、逆に社会問題解決のために貢献できる可能性を持つ存在である。今後は全国民の義務教育を担う政府と社会福祉ケアを得意とする NGO の協働によりストリートチルドレン問題の解決を目指す方向性が望ましい。

キーワード：ベトナム、ストリートチルドレン、政府、NGO、一党独裁